

PILLAR CSR 調達 ガイドライン

2024 年 7 月

株式会社 **PILLAR**

目次

I 社是・PILLAR CORE VALUES	3
II PILLAR 調達基本方針	4
III PILLAR CSR 調達基準	
1. コンプライアンス	5
a) 法令や社会規範の遵守	
b) 不当な利益の授受	
c) 知的財産権、機密情報の保護及び管理	
d) 責任ある資源・原材料調達（紛争鉱物）	
e) 労働	
2. 人権	6
a) 人権の尊重	
b) 差別の撤廃	
3. 環境保全	
a) CO ₂ 削減目標を達成するための諸施策と実行	
b) 化学物質自主点検活動の取組み	
c) グリーン調達基準の発信	
d) 取組状況把握と改善に向けたフィードバック	
e) 国際規格・国際法令への適合	
4. 公平・公正な取引機会	
a) 購買先選定評価基準	
b) 公平・公正な参入の機会	
5. パートナーシップ	7
a) コミュニケーション	
b) 相互繁栄	
6. 安全衛生	
a) BCP 活動の強化	
b) 職場リスクの管理	
c) 衛生管理	
7. 反社会的勢力の排除	

I 社是・PILLAR CORE VALUES

社是

品 質 第 一
和 衷 協 力
一 歩 研 究

PILLAR CORE VALUES

Integrity 誠実	プロフェッショナルとして、高い倫理観を持ち誠実に行動する
Innovation 革新	イノベーションにチャレンジし、より良い未来社会へ貢献していく
Progress 改善・改革	改善・改革を積み重ね、本質的な進化を図っていく
Human Resources 人財	事業活動を通して、高い専門性やリーダーシップだけでなく、社会性も兼ね備えた人財を育む
Team 仲間	多様性のある仲間の知恵や能力により相乗効果が生み出されるチームを作る

II PILLAR 調達基本方針

持続可能な社会の実現のためには当社グループだけではなく、サプライチェーン全体で社会からの要請に応える必要があります。

取引先様には当社グループの社是・経営理念及び CSR 活動についてご理解いただき、調達活動へのご賛同・ご協力いただきますようお願い致します。

当社グループは、次の 7 つの基本方針のもと調達活動を行ってまいります。

1. コンプライアンス

国内外の関係する法令や社会規範を遵守します。

2. 人権

人権尊重にもとづいた企業活動を実践します。

3. 環境保全

購買業務を通じて地球環境の保全に貢献します。

4. 公平・公正な取引機会

国内外を問わず、自由競争の理念のもと公平・公正に機会を提供します。

5. パートナーシップ

取引先様とは、相互繁栄の精神に基づき関係性の強化、信頼関係の構築に努めます。

6. 安全衛生

災害防止、感染症対策に努めるとともに安心して働ける職場環境を築きます。

7. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力および団体とは一切関わりません。

Ⅲ PILLAR CSR 調達基準

1. コンプライアンス

a) 法令や社会規範の遵守

- 法令や社会規範、社会的良識に基づき企業活動を行う。
- 国際法規及び各国の法規・法令などに沿った企業行動に努める。

b) 不当な利益の授受

- 取引において不当な利益を与えたり、得たりすることを禁止する。
- 違法な行動、不当な手段による利益追求や説明のできない不透明な行動はしない。

c) 知的財産権、機密情報の保護及び管理

- 知的財産の尊重と保護
第三者の知的財産権を尊重し不正に使用しない。
また、自社の知的財産が不正に使用されないよう適切に管理する。
- 機密情報管理
企業活動を通じて知り得た機密情報は社内で厳重に管理する。
また、許可なく第三者に開示しないよう適切に管理する。

d) 責任ある資源・原材料調達（紛争鉱物）

人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる紛争鉱物[※]など、
原材料の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行う。

※ コンゴ民主共和国及び周辺国産で、武装勢力の資金源や紛争地域での人権侵害に係っているとされる鉱物

e) 労働

- 児童労働
各国、地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。
また、職業訓練や見習いについては、各国該当法令で認めている範囲のみで就労可能とする。
- 不当労働行為
強制労働を行わない。
全ての労働は自発的であること及び従業員が自由に離職できることを確実に保証する。
- 結社の自由
従業員の団結権を尊重する。

2. 人権

a) 人権の尊重

国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、社会的身分、身体的特徴、財産、出身地などの理由で嫌がらせや差別を受けない健全な職場環境を保持する。

b) 差別の撤廃

あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、人種、民族や出身国籍、宗教、年齢、性別等の各国該当法令で保護されるべき個性を理由とした差別を行わない。

3. 環境保全

a) CO₂削減目標を達成するための諸施策と実行

地球環境の保全が人類共通の最重要課題であるとの認識のもと、企業活動の必須条件として環境への取り組みを積極的に推進する。

b) 化学物質自主点検活動の取り組み

環境パフォーマンス向上ならびに環境負荷物質の適正管理に取り組む。

c) グリーン調達基準の発信

グリーン調達基準書を策定し製造現場に至るまで伝達する。

d) 取組状況把握と改善に向けたフィードバック

グリーン調達基準書を策定し製造現場に至るまで伝達する。

e) 国際規格・国際法令への適合

ISO14001、REACH 規制、RoHS 指令などの適合にも積極的に取り組む。

4. 公平・公正な取引機会の提供

a) 取引先選定評価基準

取引先の選定にあたっては、ISO9001、ISO14001 に基づく当社制度に則り、価格、品質、納期等、継続的で活発な改善の姿勢、環境問題などの社会的責任に対する取り組みを総合的に勘案する。

b) 公平・公正な参入の機会

国内外から、意欲と競争力のある取引先に対してオープンに公平・公正な参入の機会を提供する。

5. パートナースhip

a) コミュニケーション

取引先様とのコミュニケーションを積極的に行い健全で良好な関係維持に努める。

b) 相互繁栄

取引先様との相互理解を深め、価値創造のパートナーと位置付け、信頼関係を確立するとともに相互の発展を図ることを目指す。

6. 安全衛生

a) BCP 活動の強化

災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画(BCP)を策定・運用する。

b) 職場リスクの管理

職場の安全に対するリスクアセスメントを実施し、誰もが安心して働けるよう災害・事故の未然防止に努める。

c) 衛生管理

職場での健康増進活動や疾病予防、感染症対策のための指導などを通じ従業員の健康づくりを支援する。

7. 反社会的勢力の排除

暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力、これらの関係のある事業者とは取引を行わない。

(2024 年 7 月 改訂)

■発行 : 株式会社 PILLAR
■問い合わせ先 : 生産本部 調達部
TEL : 079-567-2181 / FAX : 079-567-3184